

令和5年1月5日

障害児通所支援事業者 様

姫路市障害福祉課長

バス送迎に当たっての安全管理の徹底について

平素は、本市の障害福祉行政の推進に御理解と御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

令和4年9月に静岡県牧之原市の幼保連携型認定こども園において、送迎用バスに園児が置き去りにされ、亡くなる事案が起きたことを受け、国において、こども政策担当大臣を議長とする関係府省会議が開催され、幼児等の所在確認と安全装置備義務付けを含む「こどものバス送迎・安全徹底プラン」が10月にとりまとめられました。

これを受けて、障害児通所支援に係る運営等に関する国の基準省令について、バス送迎に当たっての安全管理の徹底に係る規定を加える改正が別添のとおり行われたことから、本市においても、これに合わせ、市の基準条例を改正する予定ですので、その概要についてお知らせします。

なお、バス送迎に当たっての児童の所在確認につきましては、法令上の直接的な規定の有無にかかわらず徹底すべき基本的な事項ですので、バス送迎を実施している事業所におかれては、添付の「こどものバス送迎・安全徹底マニュアル」を参考に、置き去りが生じないよう改めて徹底をお願いします。

また、見落としを防止する装置の導入につきましては、今後国からの補助が予定されておりますので、本市の実施準備が整い次第、内容等についてお知らせします。

記

1 基準条例改正予定の内容（国の基準省令と同内容）

(1) 義務付けの内容

- ① 児童等の通所や事業所外活動等のために自動車を運行する場合、児童等の自動車への乗降車の際に、点呼等の方法により児童の所在を確認すること。
- ② 通所用の自動車を運行する場合は、当該自動車にブザーその他の車内の児童等の見落としを防止する装置を装備し、当該装置を用いて、降車時の①の所在確認を行うこと。

(2) 上記①、②の義務付け対象となる施設

指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターを含む。）及び放課後等デイサービス事業所

(3) 開始時期

① 施行期日

令和5年4月1日

② 経過措置

(1)②の規定については経過措置を設け、ブザーその他の車内の児童の見落としを防止する装置を備えることが困難である場合は、令和6年3月31日までの間、車内の児童の所在の見落としを防止するための代替的な措置を講ずることとして差し支えないこととする予定です。

2 留意事項

(1) 所在確認

1 (1)①の所在確認は、送迎用バスの運行に限らず、事業所外活動のほか、児童等の移動のために自動車を運行する全ての場合が対象となります。

(2) 安全装置に係る義務付けの対象となる自動車

通所を目的とした自動車のうち、座席(※)が2列以下の自動車を除く全ての自動車が原則として安全装置に係る義務付けの対象となります。

なお、座席が2列以下の自動車と同様に義務付けから除外される「その他利用の態様を勘案してこれと同程度に児童の見落としのおそれが少ないと認められるもの」については、国の例示では、座席が3列以上あるものの、児童が確実に3列目以降を使用できないように児童が確実に通過できない鍵付きの柵を車体に固着させて2列目までと3列目以降を隔離することなどが考えられるとありますが、安全装置が義務付けられる経緯及び趣旨に鑑み、その判断は十分慎重に行う必要があります。

(※)「座席」には、車椅子を使用する児童が当該車椅子に乗ったまま乗車するためのスペースを含む。

3 装備すべき安全装置

「ブザーその他の車内の児童の見落としを防止する装置」は、国土交通省が12月20日に策定・公表した「送迎用バスの置き去り防止を支援する安全装置のガイドライン」に適合するものであることが求められます。なお、本ガイドラインに適合する装置につきましては、今後、内閣府において国土交通省と連携し、一覧化したリストを作成・公表される予定であり、当該リストを参考に選定することが可能です。

4 経過措置

装備すべき安全装置の導入が困難な場合も考えられるため、令和6年3月31日までの間、代替的な措置を講ずることとされていますが、本義務付けの新設の趣旨に鑑み、可能な限り令和5年6月30日までに導入するよう努めてください。

なお、経過措置期間内において安全装置の装備がなされるまでの間につきましても、バス送迎における安全管理を徹底するとともに、例えば、運転席に確認を促すチェックシートを備え付けるとともに、車体後方に児童の所在確認を行ったことを記録する書面を備えるなど、児童が降車した後に運転手等が車内の確認を怠ることがないようにするための所要の代替措置を講じてください。

【問い合わせ先】

姫路市障害福祉課請求担当

電話 079-221-2454 Fax 079-221-2374